

別紙

1 審査基準

申請された事業については、事業の公益性をはじめ、事業の目的を達成するために必要な事項や、事業の効率性、推進力を高めるうえで必要な次の事項を勘案して審査する。

(1) 活動団体が遂行能力のある団体であるか？

※提出書類から実行委員会等関係者の名簿、団体規約、会則、団体の年間事業計画書、収支予算書等を確認して事業を遂行できる団体であるかを審査する。

(2) 広く参加者を募集する等事業の対象者及び人数が適切か？

(3) 事業内容が適切で地域の青少年育成に効果が期待できる事業か？

(4) 新しい発想や前年度の結果を考慮した改善や工夫があるか？

※過年度に採択された事業については、3年を基準にして、それ以降は事業の必要性、発展性等を十分確認・審査する。また、新規団体の事業は、考慮する。

(5) 講師料や公演料等が高額であったり事業の大部分を他の団体等に請け負わせたりしていないか？

(6) 事業費の算定内容は助成対象経費として適切か？また事業規模と予算が適切で費用対効果はあるか？

(各○×採点、計6点)

【採点の方法】

○・・・良い ×・・・悪い

【合計点の平均の作成】

- ・上記審査基準に基づき、○×で採点を行い、各審査委員が合計点を付ける。
- ・合計点の平均を事務局から作成する。
- ・事業申請者であるものは、当該申請事業の採点を行わない。

2 採択基準

(1) 採択には実施要綱に規定された事業内容、要件に適合していることを条件とする。

(2) 審査基準に基づいた審査評価点（全審査委員の平均点）及び協議に基づき採択を決定する。なお、審査評価点（全審査委員の平均点）が3点未満の場合は不採択とする。

(3) 原則として、上位の団体の事業から採択する。

(4) 採択された助成金の総申請額が事業予算を上回った場合は、上位から2グループに分け、満額助成グループと減額助成グループに分ける。当審査会の検討により、予算の範囲内で助成額を決定する。但し、総事業費が少額（15万円以内）で、助成金を減額すると事業が成り立たない等（助成金の減額分に見合う市町等からの支援が得られない場合等）、配慮を要する場合は協議する。